

会津若松市長

室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫

会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 総務部（総務課、人事課、情報政策課、契約検査課）
市民部（環境生活課、危機管理課、市民課、廃棄物対策課、湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター、東市民センター）
- 2 監査の期間 平成 26 年 4 月 7 日～平成 26 年 7 月 31 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 26 年 6 月 5 日（木）
備品調査日 平成 26 年 6 月 5 日（木）
対面監査日 平成 26 年 6 月 27 日（金）
- 4 監査の範囲 平成 25 年度
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事務の概要、業務処理の方法等
 - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正に事務処理がなされていたが、次のとおり指摘事項及び指導事項が認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

◎ 総務部

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図りたい。

○土地貸付における未納対応の適正化について【総務課】

(改善すべき事項)

- ・延滞金の請求もれの是正
- ・機能していない連帯保証人制度の適正な運用

会津若松市城東町 337-1 他の普通財産(土地)にかかる平成25年度土地貸付のうち 30 件が未納で収入未済額は 1,620,973 円となっている。過年度の未収金分については、今まで支払期限を過ぎても延滞金(遅延利息)の請求をしたことがないとのことであった。

「市有財産賃貸借契約書」の第7条には、「乙(借借人)は、前条の規定による納付期限までに納付金額を納付しないときは、当該期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該未払い額について年 3.6%の割合を乗じて計算した金額を延滞金として甲(市)に納入しなければならない。」と定めており、双務契約で延滞金支払義務を課しているにもかかわらず、これを履行せず又は放棄する理由は全く無い。当然ながら請求を行うべきである。

当該土地貸付では二名の連帯保証人を設けているが、この連帯保証人とは未納が長期になってもほとんど接触していないとのことであった。同契約書第 10 条においては、連帯保証人の責務について定めており、「丙及び丁(連帯保証人)は、乙がこの契約により、甲に対して負担する一切の債務について、乙に連帯して履行の責を負うものとする。」とあるが、連帯保証人制度は全くその機能を失っている。

土地や市営住宅などの長期にわたる不動産貸付にあっては、借受人が貸付料を支払えない事態を想定して連帯保証人制度を設けているのであって、二人も連帯保証人を設けているにもかかわらず、交渉や請求の対応をしていないこと、さらには連帯保証人との対応方針も定めていないことは極めて不適切と言わざるを得ない。

以上、市民共通の貴重な財産の運用にかかる問題であることを改めて認識し、適正化に向け改善に努められたい。

○AED(自動体外式除細動器)の適正管理及び救命体制の充実について【総務課・人事課】

(改善すべき事項)

- ・AEDの日常点検の徹底
- ・普通救命講習の徹底(未受講者の早期解消及び定期的な再受講)及び職場での実地訓練の実施

AEDは、平成 18 年度本市に初めて導入されて以来、平成 26 年 6 月時点で 72 施設に 74 台が設置されている。

今回の監査では、AEDがその機能を発揮できるか財産管理と操作態勢の両面から調査を行った。現地調査をふまえ、次の二点を改善されたい。

第一点は、日常点検の徹底である。

総務部総務課が担当する本庁舎市民課ロビーにあるAEDの毎日の点検(正常に動くかどうかを示すインジケータの確認、使用期限や寿命があるバッテリーと電極パッドの確認、点検者による記録書の作成等)はいずれも実施されていなかった。

厚生労働省からは、緊急事態発生時に命を救う医療機器のAEDについて使用できないことがないように、AEDの適正管理、とくにその中核である日常点検に関する注意喚起が再三にわたりされているが、本市では適正管理に対する意識の低下は全庁的なものといっても過言でない。

保健衛生主管課である健康増進課の指導責任は重く、現状では不十分である。

AEDの管理者や点検担当者に変更があっても、また時間が経過しても、各施設の適正管理がしっかり継続されるシステムづくり等に努力されたい。

第二点は、AEDを操作する者について、その人数、操作技術及び心構えに関する所要の措置である。

人数では、普通救命講習等を受講している者が平成26年3月時点で676名で職員数全体に占める割合は70%(人事課調べ)であり、計画的にその比重を高めてきたことは高く評価したい。

しかし、未受講者の存在も軽視すべきではない。新規採用職員に対して職員に必要なスキルとして入庁後速やかに受講させているが、未受講者と新規採用職員との間で、緊急事態において果たすべき役割について違いはなく、未受講者を早期に解消すべく、受講率100%に向け努力されたい。

さらに、いざという時にためらいなく、きちんと使用できるためには、「自信」が必要であり、自信をつけるためには更なる工夫が必要と考える。

「自分自身が救命を行う」ことを考えれば、おおよそ3年ごとが適当とされる普通救命講座の定期的な再受講や職場における実地訓練は、現状では全く不十分である。

市民等からの寄付や多額の市費投入によりAEDの普及が大きく進んだ今日、これを十分機能させるため関係課等が連携されたい。

◎ 市民部

(1) 指摘事項

下記のとおり指摘事項が認められたので、必要な是正措置を講じられたい。

○ し尿くみ取り手数料における不適切な不納欠損処理について【廃棄物対策課】

- ・ 分納計画書の提出により時効が中断し、債権が消滅していないにもかかわらず、不納欠損処理していたもの

「事実」

会津若松市し尿くみ取り手数料の滞納整理に関する事務取扱要綱により分納計画書を提出していた者のうち、15名192,000円分について、分納計画書提出により時効が中断し、債権が消滅していないにもかかわらず、5年の時効が完成した他の債権と一緒に不納欠損処理をしていた。

「是正の意見」

- ・ 誤って不納欠損処理した分の訂正等と再発防止

分納計画書の意義は、各自の状況に応じて返済可能なように滞納手数料の分割返済を約束するものであるが、同時に民法第 147 条の時効の中断事由の一つ(債務の承認)に該当し、時効中断の効果がある。

債権が消滅していないにもかかわらず不納欠損処理を行うという誤りが過去から継続して行われてきたことは債権管理として極めて不適正である。

未だ債権が消滅していない分を精査し、改めて徴収対象とするほか、徹底した再発防止策を講じられたい。

(2) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○ し尿くみ取り手数料の滞納整理について【廃棄物対策課】

(改善すべき事項)

- ・ 徴収不能が明らかな事案についての適正な債権管理の検討

し尿くみ取り手数料納付の公平性を担保するため、未納対策を主眼とした「会津若松市し尿くみ取り手数料の滞納整理に関する事務取扱要綱」が制定され、平成 23 年 8 月 1 日に施行された。

内容としては、分納計画書提出及び定期くみ取りから申し込みによるくみ取りへの変更による接点確保・納付指導を主眼としており、収納率は、要綱施行前の平成 22 年度の 74.87%から、平成 25 年度の 87.52%へと上昇し、一定の成果をあげている。

その一方、問題点としては、6 月以上の滞納者全てに対して分納計画書の提出を義務づけているものの、一部の履行にとどまっていること、その結果、時効中断効果をもつ分納計画書提出者と未提出者との間で時効による債権消滅成立時期に差が出て、未提出者をむしろ利するような結果となることがある。

債権金額が小額で、徴収不能が明らかな債権は、地方自治法施行令第 171 条の 5 に基づく徴収停止の措置をとり、時効期間経過後不納欠損処理をする等、債権の性質を見極めた、適正な債権管理をすべきである。

分納計画書提出のあり方も含め、現状に即した同要綱の改正を検討されたい。

○ 町内会交付金支給の適正化について【環境生活課】

(改善すべき事項)

- ・ 交付金使途の明確化及び透明性の確保のため、交付金を町内会の予算及び決算に位置づけることを義務化
- ・ 交付金の振込口座を町内会の公的口座に限定

町内会交付金は、「市民の福祉を増進し、区長の行う事務を円滑に進める」との目的で、「区長を置いた町内会に対して交付する」もので、その使途は、「区長報償金や役員手当て、あるいは町内会の運営や活動にかかる経費など、さまざまに活用することができる」とされている。

今回の監査では、交付金の支出が有効かつ適正かについて調査を行ったが、町内会の公金として適切に執行されているかは交付金実績報告書からは確認できなかった。

これは、直接には実績報告書の添付書類に町内会の予算書と決算書がないことによるが、本質的な原因として、現在の町内会交付金制度が以前あった区長報償金制度に置き替わったとする市の説明が決定的に不足していることがあげられる。

その結果、今も区長報償金制度が現行制度の中に残り、異質なものが並列されている。

経過をみると、町内会交付金制度に切り替わった平成 17 年度の市から区長あての通知では、「町内会交付金は区長報償金の支給方法の変更」と説明されており、これが発端と思われる。

この説明に基づき、「交付金と名称等は変わっても、区長個人に対する報償金(謝礼)の性格は変わらない」と考える方が、区長の中に存在するのは当然である。

個人に対する報償金とすれば、町内会の公金としての取扱い(予算、決算への位置づけ)が不要と考えることもうなずけるものであるが、一方では非公金扱いをすることで、「知らされない」、「不明朗」の声など町内会内部でトラブルを生ずるおそれがあり、看過できないものがある。

市側の説明は、「交付金は区長報償金ではない」との説明であった。

現在、そのように明確な見解であれば、無用なトラブルを防ぐ意味からも、交付金を町内会の公金として取扱うため、支給額を予算、決算へ必ず位置づけ、交付金実績報告書に添付するなど、当該制度の明確化を図るべきである。